

中東知的財産ニュースレター Vol.72

特集号：知的財産分野における UAE の国際協力

◆ 目次

1. 序論および知的財産当局の設立と業務
2. 知財政策および知財戦略の策定
3. 法制度創設の支援
4. 実際の支援と能力の構築
5. 情報技術（IT）とシステム開発
6. 条約、協定、協力覚書（MOC）および了解覚書（MOU）の締結
7. フォーラムおよび会議の開催
8. 結論

1. 序論—知的財産当局の設立と業務

UAE が国際的な通商の拠点として浮上りつつあるという事実には疑問の余地はなく、大規模な商取引、膨大な量の輸出入、あらゆる企業のための活気ある市場が UAE に関わっている。このような国が障害や深刻な問題に悩まされることなく円滑に機能するためには、厳格な枠組み、規制、法、執行力、行政機関および行政手続が必要とされる。あらゆる企業/個人を惹きつけるビジネス環境を維持するため、UAE は、知的財産に関する自国の慣行や法規の向上を保証すべく最善を尽くしている。自国において万人の知的財産権に十分な保護が与えられることを保証するため、UAE はあらゆる手を打っている。

UAE 経済省：UAE における知的財産権規制機関

UAE の知的財産部門を監視・規制しているのは UAE 経済省（Ministry of Economy）である。経済省は UAE において知的財産の登録と保護を所管する監督官庁である。つまり同省は、同国における万人の知的財産権の規制と保護に当たって、先頭に立って活動している主要な機関ということになる。

UAE で尊重されている機関は経済省の他にも存在する。司法機関である裁判所や、経済開発省（Department of Economic Development）、税関等の行政機関も、各機関が処理を担当する事案を通じて、同国における知的財産権保護に関してそれぞれ非常に重要な役割を果たしている。

UAE は、知的財産保護について責任を負っている枠組みや規制機関を通じて、さまざまな支援と協力を提供しており、その一部を以下に挙げる。

2. 知財政策および知財戦略の策定

経済省は知財政策または知財戦略を明瞭に示してはいない。しかし、経済省の「2017～2021 年の戦略目標」（Strategic Objectives for 2017-2021¹）は、知的財産権に関する UAE の競争力を高めるとともに、研究開発およびイノベーションに適した刺激的な環境を創出することが挙げられている。

3. 法制度創設の支援

商標に関する 2021 年法律第 36 号の導入²

知的財産部門における最近の画期的な変化のひとつは、2021 年に提出された法案に基づく商標に関する新法（法律第 36 号）の導入によってもたらされた。この新法の施行は、UAE に先進的な商標登録・保護制度を構築するための新たな足掛かりとなるものである。

¹ [Strategic Objectives | Ministry of Economy - UAE \(moec.gov.ae\)](https://www.moec.gov.ae/en/strategic-objectives)

² [WIPO Lex](https://www.wipo.int/lex)

新法がもたらす新たな制度は見るからにフレッシュなものであるが、それとは別に、新法によって非常に重要な変化がいくつか商標制度に導入されることになる。それらの変化とは、過去に旧法の下で認められなかった行為を許容するものである。そのような変化のまとめとして、変更点の一部を以下に列挙しておく。

- 新法は、地理的表示およびホログラムの登録に関して新たな規定を設けている。新法により、出願人は地理的表示やホログラムについて登録を取得することが今や可能になったのである。旧法の下では、これらの登録は認められていなかった。
- 新法は立体商標の登録についても規定している。これに対し、旧法にはこのような規定は存在していなかった。
- 今はまだ実施されていないが、新法は複数の区分を指定した商標出願を認めている。
- さらに、新法の下では、出願人が同一区分の中で先行商標と類似する商標を登録することが可能になる。ただし、両者が使用される商品や役務が互いに異なっていることが登録の条件となる。
- また、新法は、本質的要素が同一である複数の商標から成る商標群を 1 回の出願で登録する可能性を示唆している。
- 新法に盛り込まれた変更点の中で重要なものの一つは、悪意 (bad faith) により登録された商標が侵害に相当するか異議申立の対象となった場合、当該商標の取消はいつでも可能であるという点である。これに対し旧法では、取消について登録日から 5 年という期限が設けられていた。
- 新法により、商標権者の商品を模倣した商品を税関が押収し、20 日間にわたって留置することが可能になる。
- 新法においては、商標侵害による犯罪に対し課される刑罰および料金は従来よりも重くなっており、商標権者が訴訟を提起しうる出訴期間は延長されている。

注目すべきポイント：

-単に署名のみを付した委任状が出願に添えられている場合、出願日から 90 日以内に（旧法では 30 日以内）認証済みの委任状を提出することができる。認証済みの委任状の提出がなされない場合、当該出願は拒絶される。以上は、旧法の下での慣行とは異なっている。旧法の下では、認証済みの委任状の原本を商標出願の時点で提出することが義務づけられていた。

- 出願人が個人であり、出願書類に記載された出願人の住所が UAE 領内である場合、それらの出願について営業ライセンスは要求されない。出願人の身元を証明する UAE の身分証の写しを提出するだけで十分とされる。ただし、UAE の国内企業については営業ライセンスが引き続き要求される。

新たな商業詐欺防止法（Anti-Commercial Fraud Law）の導入³

2016年12月12日、UAE連邦政府は、「商業詐欺の取締りに関する2016年連邦法第19号」（以下「新法」という）を公布した。この法律は、従来の「商業詐欺法」（Commercial Fraud Law）（1979年連邦法第4号）に取って代わるものである。

新法は、その前身である「1979年商業詐欺法」と比較して著しく重い刑罰を定めている。つまり、新法は旧法に比べて犯罪抑止力が非常に大きいことになる。

以下の表は、新法と旧法との刑罰の違い（軽重）に関する洞察を提供している（表中の通貨単位「AED」は「UAEディルハム」の略）。

	新法		旧法	
	禁錮	罰金 (AED)	禁錮	罰金 (AED)
商業詐欺罪の実行	2年	50,000-200,000	2年	500-10,000
商業詐欺未遂罪	1年	10,000-100,000	2年	500-10,000
商業詐欺罪または商業詐欺未遂罪に相当する行為の対象が人間用または動物用の食料または医薬品または農作物または有機農産物である場合	2年	250,000- 100万	2年	500-10,000

商業詐欺防止法および同法施行規則（2020年）の制定および施行は、詐欺的な商品/非正規品および模倣品がUAE市場で流通するのを取り締まるというUAEの構想を明らかに示すものである。今回導入された商業詐欺防止法は、違法な競争がもたらす脅威と頑強に戦い、模倣品を規制するという初期の成果をUAEが実現するまでの道のりにおいて、里程標の一つとなると言っても過言ではない。

新たな商業代理法（Commercial Agency Law）⁴

2022年12月15日、UAEは、商業代理店を規制する新法「2022年連邦法第3号」を公布した。この新法の中で最も目を引くのは以下のような規定である。

- 本人（売主）と代理人（代理店）との間で発生した紛争を当事者双方が合意した仲裁に委ねるといった新たな紛争解決手法に関する規定。

³ [Jareed 674 .indd \(moec.gov.ae\)](#)

⁴ [6bfbb008-caea-deba-3c81-cd1b99da1817 \(moec.gov.ae\)](#)

- 通知期間および出口戦略（exit mechanism）に関する規制と要件を通じて、商業代理店契約の解消に関する明確な論拠を新たに示した規定。
- 特定の条件および閣僚評議会の決定に従い、国際企業が自社製品について商業代理店業を営むことを認める規定。
- UAE 領内で設立された公開株式会社において UAE 国民が保有する株式が当該会社の資本金の 51%以上である場合、新法はそのような会社が商業代理店業務に従事することを認めている。ただし、商業代理業務を遂行しうるのは様々な形態の代理店に帰属している国民のみである。この規定は、自前の商業代理店を有する同族会社が公開株式会社に転身するという選択肢の創出に貢献し、その転換を支援することになる。

新法はさらに、特定の条件に従って国際企業が自社製品について商業代理店の業務を遂行することを認める権限を閣僚評議会に与えている。ここで最も重要な点を挙げれば、これらの商業代理店は、国内で活動する商業代理人を有してはならない。

新法は、経済省に登録された商業代理店に登録されている者以外の者は国内における商業代理業務の遂行を認められない旨を確認している。経済省の登録簿に登録されていない商業代理店は考慮されない。

商業代理店契約の解消に関して、新法は明瞭かつ具体的な論拠を示している。契約解消の可能性があることにより代理店間に公正な競争が発生し、公正な競争を通じて国内企業（現に市場に参入しているか参入の可能性があるかを問わない）は最高のサービスと価格を提供することができる。また、代理店は、契約関係の継続を保証するために自らの業務を改善するよう促されることになる。

新法はさらに、商業代理店契約の解消に関する手続および規定を定めている。契約の解消には、強権的規制によるもの、商業代理店法の規定によるもの、通知期間内の通知によるものがある（別段の合意がない限り、通知期間は 1 年または契約の残余期間の半分に相当する期間のうち短い方の期間とされる）。また、明瞭かつ具体的な条件に基づき公正価格で行われる後任代理店への資産譲渡についても規定している。

新法は、本人（売主）と代理人（代理店）との間に紛争が発生した場合に生じる、サービスおよび商品の供給中断という事態に対処するものである。したがって同法は、紛争の係争期間を通じて商品およびサービスの流通が継続されることを保証し、監督官庁は、一時的な期間につき当該の商品およびサービスを提供する独占的な供給元を決定する責任を負う。ただし、終局的な司法判断により代理人に有利な賠償認定がなされた場合、その賠償について責任を負うのは本人たる売主である。

当事者間で生じた紛争の解決に関して、新法は、代理店契約の当事者双方が仲裁に同意した場合には仲裁に訴えるという新たな手法を導入している。仲裁後、仲裁委員会の判断は所定の上訴期間内に示される。

付言すれば、商業代理店法が規制の対象としているのは、事業所有者、国内の企業および起業家、国内の商業代理店、UAE に活動を移転しようとする国際的な商業代理店、国内外の投資家である。

同法はその公布から 6 か月後、具体的には 2023 年 6 月 16 日をもって発効する予定である。代理店契約の解消について同法の規定が適用されるのは、有効な商業代理店契約が締結されてから 2 年が経過した後である。

代理店契約の締結から 10 年が経過した時点で、商業代理店が同一の代理人として登録されている期間が 10 年を超えている場合、または商業代理店における代理人の出資額が 1 億 UAE ディルハムを超えている場合、法はこの重要な部門における安定状態と国内投資を保護する。

新たな商業代理店法の施行規則は現在まだ発行待ちの状態である。

新たな産業財産法 (Industrial Property Law) の施行規則⁵

「新産業財産法施行規則」 (Executive Regulation of the New Industrial Property Law) の公表により、産業財産の出願・申請および保護に関わるプロセスに、重要かつ有用な変化をもたらされた。その変化とは以下のようなものである。

公証人による文書の認証：施行規則の第 19 条(6)には「文書は経済省の指示に従って適正に認証されるものとする」と規定されている。経済省は、公証人による認証のみが要求される旨を確認している。したがって、出願人・申請人の本国に所在する UAE 領事館による文書（委任状・譲渡証書等）の領事認証は今後不要となる。旧法および従来への慣行が要求していた領事認証手続の撤廃により、これまで文書認証のプロセスに費やされていた時間・費用・労力が軽減されることになる。

早期審査 (Accelerated Examination)：新産業財産法の第 14 条および施行規則の第 38 条は、経済省は、出願人の請求に応じて、または自らの職権により、出願または審査請求の日付に関わらず、緊急の特許出願または実用新案出願を他の出願に先駆けて迅速に審査することができると規定している。

出願の切り替え：同法の第 6 条および施行規則の第 29 条は、出願が経済省によって審査されている期間に、実用新案証の出願人は原出願の保護範囲を拡大しない限りにおいて自らの出願を特許出

⁵ [New Executive Regulation of Industrial Property Law complements UAE's legislative patent system | Ministry of Economy - UAE \(moec.gov.ae\)](https://www.moec.gov.ae/en/new-executive-regulation-of-industrial-property-law-complements-uae-s-legislative-patent-system)

願に切り替えることができ、特許出願人も同様に自らの出願を実用新案証の出願に切り替えることができると規定している。出願の切り替えがなされた時点で、原出願は取り下げられたものと見なされる。このような切り替えの可能性は、新法および同法施行規則によって最近導入されたものである。

新たな著作権・著作隣接権法の施行規則⁶

「著作権および著作隣接権に関する 2021 年連邦法第 38 号施行規則に関する 2022 年閣僚会議決議第 47 号」(Cabinet of Ministers Resolution No. (47) of 2022 regarding the Executive Regulations of Federal Law No. (38) of 2021 concerning Copyright and Neighboring Rights) は、2022 年 5 月 13 日付で官報第 727/52 号に公開され、2022 年 5 月 14 日をもって効力を発生した。この施行規則によって、以下の重要かつ有益な変化がもたらされた。

将来の知的生産物：将来において発生する権利の処分は、旧法の下では作品 5 点までに限られていたが、施行規則の第 18 条によって上限が作品 10 点までに引き上げられた。

4. 実際の支援と能力の構築

韓国特許庁 (KIPO) との協力協定⁷

2014 年に締結された協定の条件に基づき、高度な資格を備えた技術専門家および特許審査の専門家が韓国から国際特許登録センター (International Center for Patent Registration) に派遣され、知財インフラの統合と強化を図るとともに、特許制度に関わる法規制の枠組みをさらに刷新するためのコンサルテーションと研修サービスを提供した。

また、UAE は韓国との了解覚書 (MOU) に署名しており、この MOU に従って特許自動化システムを輸入している。このシステムを用いて UAE の特許・意匠管理をオンラインで実施するとともに、ポスト石油時代の中東地域に適合した世界的な知財システムを拡充するためである。⁸

直近では昨年にも、韓国との間で協力に関する議論が行われ、国家戦略上重要な技術の特定と開発のための特許情報の利用など、従来よりも幅広い分野での協働の実現を目指して、協力拡大に関する MOU が取り交わされた。⁹

⁶ [Ministry of Economy reviews executive regulation of Federal Decree- Law Concerning Copyright and Neighbouring Rights | Ministry of Economy - UAE \(moec.gov.ae\)](#)

⁷ [Korean Intellectual Property Office Public Relations > News \(kipo.go.kr\)](#)

⁸ [Korean Intellectual Property Office Public Relations > News \(kipo.go.kr\)](#)

⁹ <https://wam.ae/en/details/1395303118985>

INTERPOL（国際刑事警察機構）が「詐欺的な ID 文書の検出」に関する研修を実施¹⁰

世界最大の法執行機関である国際刑事警察機構（INTERPOL）は、アブダビ内務省および（やはり身分詐称探知のスペシャリストである）IDの協力により「詐欺的な ID 文書の検出」（Detecting Fraudulent Identity Documents）をテーマとする 3 日間の研修を実施した。この研修では、INTERPOL の偽造通貨・偽造セキュリティ文書捜査班（CCSD；Counterfeit Currency and Security Documents unit）とその協力者である ID から派遣された講師陣が、アブダビ国内およそ 20 か所の国境管理・入国管理官を対象とする訓練を実施した。今回の研修によりセキュリティ文書検証技術の向上が見込まれ、その成果は国境におけるセキュリティチェックの強化に役立つものと思われる。

国際的な詐欺犯罪の脅威を抑制するため、研修の参加者たちは政府が発行する正規の身分証明書に仕込まれている最新のセキュリティ機能について学習することとなった。詐欺的な文書（改竄された文書、偽造文書および詐欺的手段により入手された文書を含む）の識別に関する実践的な授業も今回の研修に含まれている。さらに、訓練を通じて偽の文書を検出する能力を向上させるための人工知能や機械学習の利用も、今回の研修に盛り込まれていた。

ドバイ警察が WIPO と連携して「著作権とクリエイティブ産業」に関するバーチャル・ワークショップを開催¹¹

知的財産の重要性に関する従業員の啓発を目的とするワークショップが 2022 年 12 月に開催された。このワークショップで強調されたのは、「著作権および創作者の権利の分野における創造的なエコシステム実現を目指すバランスの取れたアプローチ」というコンセプトである。さらに、著作権保護のためのより良い環境を創出するための前提条件として、法の発展と法執行に対応する統一的な知的財産制度の確立や、教育課程に知的財産を導入することの重要性といった課題がワークショップにおいて提示された。

5. 情報技術（IT）とシステム開発

知的財産に関する IT システムの開発を可能にするため、UAE は未来志向のアプローチを採用しており、将来に対し盤石の備えを固めている国として世界でもトップクラスに数えられる。

経済省の e サービス¹² は、商標、特許、工業意匠への様々なアクセスを始めとする数多くのサービスを可能にしている。e サービス利用の手順と手続、利用に関わる条件、要件および料金は、上記のポータルを通じて確認することができる。外国籍の出願人がこのサービスを利用するには、UAE 国内において登録されている弁理士を任命する必要がある。

¹⁰ <https://www.interpol.int/en/News-and-Events/News/2022/Detecting-fraudulent-identity-documents-focus-of-INTERPOL-training>

¹¹ <https://m.facebook.com/dubaipolicehg/photos/a.179855485406259/5924928324232251/?type=3>

¹² [eServices | Ministry of Economy - UAE \(moec.gov.ae\)](https://www.moec.gov.ae)

6. 条約、協定、協力覚書（MOC）および了解覚書（MOU）の締結

法および規則の発展とは別に、UAE の首脳陣は、国家が教育や啓発活動といった補助的な支援によって知的財産の分野をサポートし、実際的な観点から現状の評価と対処を行わない限り、所期の効果を実現することは不可能であろうと認識している。

この目的のために UAE は、数多くの団体を設立し、多くの国々と覚書を取り交わし、啓発のためのワークショップを開催する等の活動に特に力を入れてきた。UAE の最近の情勢をいくつか以下に掲げておく。

複製権の保護を保証するため、複製権管理協会（ERRA）がアルゼンチン著作権管理協会（CADRA）との協力協定を締結¹³

CADRA とは、著作者および出版社（アルゼンチンおよび外国の出版社）に帰属する著作権の集中的な保護と管理を行っているアルゼンチンの非政府団体であり、アルゼンチン語のテキストに対する合法的なアクセス権を利用者に提供している。

2022 年の年末に、複製権協会（ERRA；Emirates Reprographic Rights Association）は、アルゼンチン複製権管理センター（CADRA；Centre for Reprographic Rights Administration of Argentina）は、創造性と知性の保護および振興を図るとともに著作者および出版社の複製権を保護することを目的として、協力協定を締結した。

この協定は、これら団体の会員である著作者や出版業者の権利に関する使用許諾等に関する規制緩和と手続処理の円滑化を目指すものであり、これにより UAE とアルゼンチンとの間の文化的交流が強化されることになるだろう。また、同協定は、首長国の出版業者および作家をアルゼンチンの文化環境に紹介するとともに、アルゼンチンの文学作品を UAE の図書館に提供することを約束している。今後は、前記の協定の後押しを受けて大規模な文化的思想の交流が起こることが予想される。

経済省と国際レコード産業連盟（IFPI）による MOU の署名¹⁴

経済省は国際レコード産業連盟（IFPI；International Federation of the Phonographic Industry）との MOU に署名した。この MOU の目的は、UAE のクリエイティブ産業（特に芸術・音楽部門）で活動する著作者および発明家の権利を保護する制度を推進するための新たな方法を模索することである。

¹³ <https://wam.ae/en/details/1395303115148>

¹⁴ <https://wam.ae/en/details/1395303053743>

今回の MOU により、経済省と IFPI から選ばれたチームから構成される共同管理団体の形成が可能になる。この団体は、以下の主要な目標を追求することになる。

- UAE における放送権および実演権の保全を行う。
- 音楽レコードに関する啓発キャンペーンを立ち上げる。
- クリエイティブ産業で活動する企業に対し、著作権侵害の不存在を保証する。
- 経済省と IFPI の間で合同作業委員会を設立し、その活動に関わる資金と手続を定める。この委員会は、クリエイティブ業界で録音、音楽および芸術に関わる活動に従事している著作者の権利を保護する機関である。

今回の MOU は、専ら UAE の音楽産業の持続的発展を保証するものである。

ドバイ警察 – WIPO 間の MOU の延長¹⁵

ドバイ居住者の知的財産権の保護と執行に関するドバイ警察の役割の一環として、ドバイ警察は WIPO との MOU を延長した。この MOU は、国際的な規制と協定により、当事者双方の共同の取組として知的財産権を振興・保護することを目的として交わされたものである。

この MOU は、ドバイ首長国の内外において様々な機関・組織・政府と民間団体との情報交換の迅速化と促進を図るというドバイ警察の目標の実現を意図して締結されたもので、様々な分野における知識・情報・経験の幅広い交換を推進することを目的としている。

ドバイ警察は、自らの活動の一環として、年に 1 回 WIPO との共催によるワークショップを実施している。このワークショップの目的は、同警察の職員に知的財産という概念の警察業務との関連性や重要性を教育し、職員を啓発することである。

国際的パートナーシップ

世界貿易機関 (WTO) ¹⁶

UAE は 1996 年に WTO に加入している。WTO への加入により、UAE からの輸出に課される関税が引き下げられると同時に、国内市場が製品のダンピングから保護されることになった。UAE は国内法の改定を迫られており、国産製品を最高水準の国際製品規格に適合させ、国内企業が国際貿易において主要な役割を円滑に果たせるようにするため、知的財産権を含む多くの分野で法整備を行っていかねばならない。

¹⁵ <https://m.facebook.com/dubaipolicehq/photos/a.179855485406259/5839637462761338/?type=3>

¹⁶ [World Trade Organization \(WTO\) | Ministry of Economy - UAE \(moec.gov.ae\)](http://www.wto.org/)

経済省は、サービスの利用者となる個人・企業・政府機関のニーズと要求に応えることを目的として明確な構想の下に考案された各種の e サービスを提供し、利用者の知的財産権を保護しようとしている。¹⁷

自由貿易協定 (FTA) ¹⁸

自由貿易協定 (FTA) は、知的財産権を含むすべての分野において自国の市場に存在する制限を全面的に撤廃するか、少なくとも部分的に除去することを目的とする国際協定であって、2 つの国または複数の国から成るグループによって締結される。これらの協定の下で恩恵を得る当事者は、専ら締約国のみに限定される。個々の締約国は、関税その他の取決めを定めた独自の通商協定を非締約国と取り交わす権利を留保する。

最近の広域通商協定は、単に関税障壁の撤廃にとどまらず、模倣品の市場流入が拡大した結果として発生する侵害に対する知的財産の保護など幅広い主題について規定したものとなっている。

湾岸協力会議 (GCC) の枠組みの中でUAEがGCC加盟国としてFTAに署名している国のリスト	
GCC諸国によって署名されたFTA	シンガポール 欧州自由貿易連合 (EFTA) ニュージーランド
GCC諸国が現在FTAを交渉中の国および経済ブロック	欧州連合 メルコスール (アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ) オーストラリア 中国 トルコ 韓国 日本 インド パキスタン

¹⁷ [eServices | Ministry of Economy - UAE \(moec.gov.ae\)](http://moec.gov.ae/eServices)

¹⁸ [Free+Trade+Agreements+Booklet+en.pdf \(moec.gov.ae\)](#)

GCC諸国とのFTAを締結している国	香港
	チリ
	マレーシア

包括的経済連携協定（CEPA） ¹⁹		
当事国	署名年月	知的財産権関連の合意事項
UAE-インド ²⁰ 21 ²²	2022年2月	<ul style="list-style-type: none"> 技術革新と技術の移転・普及を促進するため、知的財産権の保護と執行を強化する。 協定の規定がUAEの現行の法律、規則および国際公約に合わせて調整されることを保証する。 TRIPSおよび公衆衛生に関するWTOとの確約の調整。当事国が公衆衛生を推進するための措置をとる権利の確認。
UAE – イスラエル ²³	2020年9月	左記の協定には、規制および標準化、関税、役務取引、政府調達、オンライン取引、知的財産権の保全等に関する規定が含まれている。 ²⁴
UAE – インドネシア ²⁵	2022年7月	左記の協定には、関税の撤廃と投資の促進を定めた規定が含まれている他、観光、知的財産権、当事国双方のハラル証明書相互認証といった章が設けられている。
CEPAに関する現在進行中の交渉		
UAE – カンボジア ²⁶	2022年10月	交渉の主題となっているのは、商品および役務に関する自由

¹⁹ [Comprehensive Economic Partnership Agreements | Ministry of Economy - UAE \(moec.gov.ae\)](https://www.moec.gov.ae/comprehensive-economic-partnership-agreements)

²⁰ [UAE-India Comprehensive Economic Partnership Agreement | Ministry of Economy - UAE \(moec.gov.ae\)](https://www.moec.gov.ae/uae-india-comprehensive-economic-partnership-agreement)

²¹ [Final+Agreement_UAE+India+CEPA.pdf \(moec.gov.ae\)](https://www.moec.gov.ae/final-agreement-uae-india-cepa.pdf)

²² https://www.moec.gov.ae/documents/20121/1347101/EN_Ministry+of+Economy+Handbook_FINAL.pdf

²³ [UAE and Israel sign Comprehensive Economic Partnership Agreement to advance bilateral trade beyond USD 10 billion in 5 years | Ministry of Economy - UAE \(moec.gov.ae\)](https://www.moec.gov.ae/uae-and-israel-sign-comprehensive-economic-partnership-agreement-to-advance-bilateral-trade-beyond-usd-10-billion-in-5-years)

²⁴ [UAE CEPA \(embassies.gov.il\)](https://embassies.gov.il/uae-cepa)

²⁵ [UAE-Indonesia CEPA to launch new era of strategic cooperation: Ministers, officials \(mofaic.gov.ae\)](https://mofaic.gov.ae/uae-indonesia-cepa-to-launch-new-era-of-strategic-cooperation)

²⁶ <https://www.cpp.org.kh/en/details/330144>

		化、投資の促進、電子商取引、非関税障壁、衛生および植物 検疫、知的財産権、中東およびASEAN地域に対する供給の ベースとなる経済および中小企業に関する協力等である。
--	--	-------------------------------------------------------------------------------------------

知的財産権に関するフランス産業財産庁（INPI）との協力²⁷

経済省と INPI は、知的財産権に関する啓発と知的財産権の利用に関して 2019～2020 年の事業計画に署名した。

この事業計画には、中小企業にとっての知的財産権登録の重要性に関する啓発活動や、ワークショップを通じた児童・生徒・学生向けの知的財産教育に従事する経済省国際特許登録センター（ICPR；International Centre for Patent Registration）の職員を対象とした研修などが含まれている。

7. フォーラムおよび会議の開催

相手国	フォーラムおよび会議の内容
アイルランド ²⁸	この会議では、100%外国資本の企業の認可、知的財産を保護する法律の公布、あらゆる部門において創造的精神を持った人材を惹きつける野心的な国家戦略の発足などの事項が話し合われた。
イタリア ²⁹	会議に参加したのはドバイ税関であり、会議では貿易協力の推進に関する協議がなされた他、知的財産権保護におけるドバイ税関知的財産部の役割、模倣品のリサイクル処分、知財紛争の解決、商標登録といった事項が話し合われた。
米国 ³⁰	2022年9月に開催された第9回UAE-米国経済政策対話（EPD） 共同声明には以下のような事項が盛り込まれている。 <ul style="list-style-type: none"> アラブ首長国連邦初となる知的財産大使の任命に関わる作業の進捗状況

²⁷ [Emirates News Agency - Ministry of Economy, French INPI to collaborate further on intellectual property rights \(wam.ae\)](https://wam.ae/en/details/1395303124103)

²⁸ <https://wam.ae/en/details/1395303124103>

²⁹ <https://wam.ae/en/details/1395303088816>

³⁰ <https://wam.ae/en/details/1395303088619>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 情報プライバシーに関する義務の増加 ● グローバル越境プライバシールール（GCBPR）に関するフォーラムへの参加 ● 不法な資金の流れの取締りに関する協力
ヨルダン ³¹	<p>産業先端技術省（MoIAT；Ministry of Industry and Advanced Technology）とヨルダン規格・計量協会（Jordan Standards and Metrology Organization）は、特別研修プログラム、知的財産権の保護、標準化の分野における専門知識に関する情報交換と、貴金属製品に貼付される証明書およびホールマークの分野における協力を合意した。</p>
フランス	<p>2022年6月に開催されたUAE-フランス第14回戦略対話³²</p> <p>2国間パートナーシップに関する今後10年間（2020～2030年）のロードマップには、経済、貿易および投資、石油およびガス、脱炭素化エネルギー（水素、原子力、再生可能エネルギー）、気候変動、教育、文化、衛生、人工知能、食品安全性、フィンテック、知的財産権、マネーロンダリングの防止とテロリストへの資金提供の取締り、宇宙、サイバーセキュリティ等の分野における二国間の協力が含まれている。</p> <p>ムハンマド・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン大統領が2022年7月にフランスを訪問したことは、両国のパートナーシップにプラスの影響を与え、両国の協力体制を過去に例のない戦略レベルに押し上げることとなった。</p> <p>経済および貿易協力に関する新たな見通しが明らかにされ、貿易、投資、石油・ガス、水素、再生可能原子力エネルギー、気候変動対策、人工知能、食</p>

³¹ <https://wam.ae/en/details/1395303085783>

³² <https://wam.ae/en/details/1395303054098>

	品安全性、フィンテック、知的財産権、宇宙、サイバーセキュリティ等、様々な部門において両国間の相互的な投資が拡大している。 ³³
ドイツ ³⁴	水素プロジェクトへの共同出資など新たなテクノロジーに関する協力や、知的財産の共有により、UAE・ドイツの両国は、新たな収益の流れの開拓とネットゼロ目標の実現を目指している。 1000社を超えるドイツ企業がUAEで営業している。その大半は機械、工作機械、設備、自動車といった業種の企業であるが、今後は知識主導型の持続可能な事業への投資が新たなトレンドとなっていっくだろう。

8. 結論

以上に示した情報を要約すると、UAE は、自国を先進国の地位に押し上げる道をたどる中で必要なあらゆる措置を講じており、情報技術、知的財産、知財保護、規制といった諸々の分野で進歩を遂げ、最良の制度のための枠組みを提供している。このような制度は、同国のすべての目標を最高の形で実現することを目指す歩みを助けるものとなるだろう。毎日が新たな 1 日であり、国家の成長は終わりのないプロセスであるという事実を踏まえて、UAE の有能な指導者たちは、長い道のりの末に目標が達成されることを保証するために必要な措置を実行している。

³³ <https://wam.ae/en/details/1395303067516>

³⁴ <https://wam.ae/en/details/1395303056904>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 72

[著者]

United Trademark & Patent Services



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2023年2月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、United Trademark & Patent Services が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。